

公立大学法人沖縄県立看護大学中期計画（案）について

令和3年 月 日
 沖縄県立看護大学

1 中期計画作成に係る法制度の概要

(1) 法律上の位置づけ

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条において、「地方独立行政法人は、（略）中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない」とされている。

また、法第78条第4項では「設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」と定められており、公立大学法人の中期計画にあつては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。これは、逐条解説によると、大学の教育研究や運営に関する計画の作成について教育研究の特性を踏まえた意見を聴取する必要があるとして解説されている。

(2) 法定記載事項

- ア 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ウ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- エ 短期借入金の限度額
- オ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- カ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- キ 剰余金の使途
- ク その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

2 本学中期計画（案）の概要

中期計画の項目については下表のとおりである。

法定記載事項を備考に記載しており、予算等に係る記載は検討中。

項目（案）	備考
1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 教育に関する目標を達成するための措置 ア 質の高い人材の育成を達成するための措置	【法定記載事項】 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達

(ア) 学部（学士課程） (イ) 研究科（大学院課程） (ウ) 別科助産専攻	成するためとるべき措置
イ 教育の充実を達成するための措置	
ウ 学生の確保を達成するための措置	
エ 教育の実施体制等の強化を達成するための措置	
オ 学生の支援体制の拡充を達成するための措置	
(2) 研究に関する目標	
ア 研究内容及び研究の推進等を達成するための措置	
イ 研究実施体制等の整備を達成するための措置	
(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置	
ア 地域貢献等の拡充を達成するための措置	
イ 国際交流の推進を達成するための措置	
ウ 沖縄県及び関係機関との連携を達成するための措置	
2 法人運営に関する目標を達成するための措置	【法定記載事項】
(1) 法人運営の改善に関する目標を達成するための措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(2) 人材確保及び育成に関する目標を達成するための措置	
(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置	
3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置	
(2) 経費の執行に関する目標を達成するための措置	
(3) 資産の適正管理及び活用に関する目標を達成するための措置	
4 自己点検・評価及び情報管理に関する目標を達成するための措置	
(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成	

するための措置	
(2) 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置	
5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
(1) 大学の安全衛生管理に関する目標を達成するための措置	
(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置	
(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標を達成するための措置	
(4) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置	
(5) 法令遵守に関する目標を達成するための措置	
6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	【法定記載事項】 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
7 短期借入金の限度額	【法定記載事項】 短期借入金の限度額
8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	【法定記載事項】 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
9 重要な財産を譲渡、又は担保に関する計画	【法定記載事項】 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
10 剰余金の使途	【法定記載事項】 剰余金の使途
11 施設・設備に関する計画	【法定記載事項】 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
12 人事に関する計画	
13 積立金の使途（独立行政法人法第40条第4項の承認を受けた額の使途）	

3 参考資料

- (1) 公立大学法人沖縄県立看護大学中期計画（案）に係る数値目標及び実績推移
- (2) 公立大学法人沖縄県立看護大学中期計画（案）【本文】

- (3) 公立大学法人沖縄県立看護大学 中期目標（案）及び中期計画（案）関連図、体系図
- (4) 公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標（案）・中期計画（案）項目比較表

参考 地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額

(4)の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 公立大学法人に関する第26条第3項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。

公立大学法人沖縄県立看護大学中期計画（案）

令和3年10月6日

全学自己点検・評価検討委員会

1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

ア 質の高い人材の育成を達成するための措置

(ア) 学部（学士課程）

学位授与方針に基づく教育課程編成及び実施方針のもと、全学生に対する看護師・保健師の受験資格が得られる教育を実施し、広い視野を持ち、社会のニーズや変化に柔軟に対応できる看護職者を育成する。また、各科目の到達目標及び成績評価方法・評価基準に基づき、学修の達成度を公正かつ適切に評価する。

島嶼県である沖縄の地理、歴史及び文化等を踏まえた、島嶼保健看護の科目を導入した教育を実施する。

数値目標① 国家試験合格率 看護師及び助産師 100%、保健師 全国平均以上

数値目標② 島嶼環境を活かした教育活動 離島実習学生数 100名／年

(イ) 研究科（大学院課程）

博士前期課程では、広い視野に立って看護における高度なケアの実践や教育ができる専門的能力を持つ看護職者や高度実践看護師、または、基礎的な学識と研究能力を持つ看護職者を育成する。

博士後期課程では、専攻する看護分野における基盤となる豊かな学識を育み、研究者として自立した研究活動を行うことができる能力を育成する。

また、各専門分野の修了生を大学院教育などで活用することで、教育と実践活動の有機的な連携による質の高い教育が提供できるような環境づくりに取り組む。

(ウ) 別科助産専攻

沖縄県の特徴である高い出生率、幅広い出産年齢や母子保健の課題に対応するための教育を充実し、多職種との連携及び協働を通して、沖縄の母子保健医療の質の向上に貢献できる、自律した助産師を育成する。

数値目標① 国家試験合格率（再掲）100%

イ 教育の充実を達成するための措置

大学の教育目標や学位授与方針に沿った卒業生及び修了生を輩出できるよう、教育課程編成及び実施方針を適切に設定し、学生の達成度を評価しながら教育を実施する。

また、学生の主体的な学びを促進するため、アクティブラーニングなどの多

様な教育方法や ICT を活用した授業など、費用対効果を考慮しながら導入する。

ウ 学生の確保を達成するための措置

(ア) 学部（学士課程）

本学の教育目標や学位授与方針から導かれる、求める人材像に沿った入学者受入方針を適切に設定し、入学試験を実施するとともに、入学後の教育成果を検証する。

また、入学者受入方針や本学の教育の特徴を受験生等に積極的に情報を発信し、入学生を安定的に確保する。

さらに、島嶼県における看護職者の育成に寄与する選抜方法を実施する。

数値目標③ 志願倍率 2倍

(イ) 研究科（大学院課程）

将来を見据えた看護における高度な実践者、教育者、研究者の人材育成を目指して、計画的に入学生の確保を行う。また、学部生に対しては中長期的なアカデミックキャリアを紹介するなど、学部教育から大学院教育の接続に係る取組を促進する。

入学生の選抜については、入学者受入方針に沿った、看護職者等の専門性に見合った試験を実施する。

(ウ) 別科助産専攻

目指す助産師像に即した入学者受入方針を検討するとともに、適時に受験生や関係機関に向けた情報発信を継続的に行い、適切な入学生の確保に努める。

エ 教育の実施体制等の強化を達成するための措置

(ア) 教員組織の構築

学部及び研究科においては、看護教育の高度化に伴う多様な人材育成への対応、学生数及び担当授業数等を考慮し、人的資源の効果的な活用に資するよう教員組織を編成する。

(イ) 人材（主に教員）確保と育成

看護教育の高度化に伴う多様な人材育成に対応し、授業科目及び研究指導の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する教員の採用及び配置を行う。その際、教育の実施体制の持続性の観点から、年齢構成、男女比、バックグラウンド等の多様性に配慮する

(ウ) 教育の実施体制の充実

看護教育の高度化への対応、大学教育の質保証の必要性及び保健医療福祉分野の研究の進展、時代の変化及び社会の要請等を踏まえ、学生の学修意欲や教育効果を高めるため、教育の実施体制の充実を図る。

オ 学生支援体制の拡充を達成するための措置

学生が学修に専念し、安定的な学生生活を送ることができるよう、1学年の

学生を複数のクラスに分けて学修支援を行うとともに、学生相談や専門家によるカウンセリング等が受けられる環境を整備する。

また、学修支援や学生生活支援のほか、健康管理や経済的問題等の学生支援を一元的に行う拠点整備のため、役割や体制を検討し、組織を立ち上げる。

数値目標④ カリキュラム、学修環境の満足度 80%以上

数値目標⑤ 就職率（就職者数/就職希望者数）100%

数値目標⑥ 県内就職率 70%

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

ア 研究内容及び研究の推進等を達成するための措置

(ア) 研究の方向性

保健・医療・福祉の向上と学術の発展に資する研究として、地域に根ざした保健看護の研究を行う。また、実践の中から研究課題を見出し、研究成果を実践で検証し、教育に反映させるという循環を意識した研究を行うなど、時代、環境の変化に合わせた教育実践の可視化を図る。

特に、沖縄県の地域特性を活用した島嶼保健看護に関する研究に領域を超えて積極的に取り組むほか、各教員の専門分野に関する研究に取り組む。

(イ) 研究の推進、活性化

大学並びに教員個々の研究活動及び研究成果の可視化などに取り組むほか、若手教員の研究への参加を支援し、研究活動の活性化を図る。

数値目標⑦ 競争的研究資金申請率 60%（申請件数/教員数）

数値目標⑧ 競争的研究資金採択率 全国平均以上

イ 研究実施体制等の整備を達成するための措置

(ア) 研究実施体制の整備

研究に取り組む体制整備として、研究に係る規程を整備するとともに、研究活動の活性化に資する資源の配分を行う。

研究員制度を活用するなど多様な研究者による研究活動を促進するとともに、研究時間を確保するための方略を検討し実施する。

(イ) 研究・学修支援の拠点整備

研究及び学修活動を支える図書館の学術情報を支援する機能や情報システムを管理する機能を拡充し、保健医療看護等に係る社会現象に関するデータ収集・分析等を行う研究や学修支援の拠点を整備する。

(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

ア 地域貢献等の拡充を達成するための措置

本学が所在する地域や島嶼地域などにおいて、各種ハードウェア、ソフトウェア及び ICT 等の新たな技術を活用し、本学が有する資源を用いて地域のニーズに沿った公開講座などを実施し、関係機関の課題解決に向けた社会貢献を行

う。

また、地域連携の拠点を整備し、島嶼地域の看護職者の人材育成と人材確保が有機的に連携するような地域貢献に取り組むほか、島嶼地域をはじめとする県内地域において、学生や教職員などの大学が有する人的資源を活用することができるよう取り組む。

数値目標⑨ 公開講座（研修会）開講数 1－2件/年
（又は10件（最終年度累計））

数値目標⑩ 地域貢献事業数 5事業/年

イ 国際交流の推進を達成するための措置

学生や教職員の国際的視野を広げ、多様性の理解及び教育研究能力の向上を目指し、沖縄県や本学の特徴を踏まえた海外の大学等との交流、連携を行う。

ウ 沖縄県及び関係機関との連携を達成するための措置

保健医療行政などに係る課題解決及び人材育成等に対応するため、県及び関係機関との連絡会議、連携事業等を実施する。

(4) 教育研究の質の向上に関する目標に係る成果目標値

	項目	目標値	備考
教育に関する成果目標	①国家試験合格率	看護師 100%	R2 全国平均 90.4%
		保健師 全国平均以上	R2 全国平均 94.3%
		助産師 100%	R2 全国平均 99.6%
	②島嶼環境を活かした教育活動	離島実習学生数 100名/年	
	③志願倍率(学部)	2倍	
	④カリキュラム等満足度	80%以上	学位授与方針の卒業前自己評価3以上(4点満点)
	⑤就職率	100%	
⑥県内就職率	70%		
研究	⑦競争的研究資金申請率	60%	(申請件数/教員数)
	⑧競争的研究資金採択率	全国平均以上	(採択件数/教員数)
地域貢献等	⑨公開講座(研修会)開講数	1-2件/年(又は10件(最終年度累計))	
	⑩地域貢献事業数	5事業/年	

2 業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 法人運営の改善に関する目標を達成するための措置

学長となる理事長が、その責任と権限を發揮し、効率的、効果的かつ機動的な大学運営を実施できるよう、法人と大学の意思決定に係る権限の整理、運用を行う。

業務内容、事務組織及び教育研究組織については、教職員の法制度に沿った働き方実現、教職員のワークライフバランス確保のため、組織運営及び教育方法等に係る業務の見直しに取り組むほか、働き方の課題分析を行い、改善に向けた新たな制度構築に取り組む。

大学運営に優れた見識を有する者の意見を取り入れるため、理事会や経営審議会などに参画する外部有識者を適切に選定し多様な観点を踏まえた運営を行う。

(2) 人材確保及び人材育成に関する目標を達成するための措置

中長期的な観点に基づき教職員を確保することができるよう、教職員の採用基準や評価基準など人事に関する方針等を定め適切に運用する。

また、時代のニーズに沿った教育研究、大学運営ができるよう研修制度を構築し、人事交流、オンザジョブトレーニング（実際の職務を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法のこと。）、研修などによる人材育成を行う。

(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

事務の効率化や合理化を図るため、事務処理方法の定期的な見直しを行うほか、情報システムの活用など新しい技術等の導入を検討する。

また、適正かつ効率性、透明性の高い業務運営を行うため、定期的に法人独自の監査を行う。

3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置

授業料等の学生納付金や外部資金などの自己収入を確保するため、収納業務の効率化や外部資金調達に向けた制度設計などの施策を行う。

科学研究費補助金、産学官連携事業等の外部資金などの獲得に積極的に取り組むため、研究体制の整備や大学が保有する資源の情報を発信するなどに取り組み、安定した経営基盤の確立を図る。

数値目標⑪ 経常費予算額に占める自主財源額割合 最終年度 25%

(2) 経費の執行に関する目標を達成するための措置

予算の効率的な執行、経費削減を図るため、教育研究と経費節減のバランスを考慮した予算執行を行うとともに、役員及び教職員のコスト意識の醸成を図る。

同様に、教育研究と経費節減のバランスを考慮した業務の簡素化や合理化、契約方法の見直し等に係る業務改善を行う。

(3) 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

資産の適正管理、安全かつ有効な活用のため、資産を適切に把握、分析し、効率的な保持、運用を行う。

また、高額な施設・設備の購入等に当たっては、当該施設等が生み出す利益等を適確に見据え購入するとともに、施設等の有効活用、個別施設計画に基づく健全な建物維持、修繕等に取り組む。

4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

大学の教育研究活動及び経営について常に改善・向上に取り組むことができるよう、教職員が連携して中期目標、中期計画及び年度計画に沿った自己点検・評価を行うほか、県内外の公立大学法人における実態を参酌し、大学機関別認証評価等の第三者評価を有効活用する。

(2) 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

法人及び大学に関する情報を積極的に発信するため、理事長や理事等の権限の明確化や情報発信体制を整備し、戦略的な広報活動を展開する。

また、ホームページの他、新たな情報媒体の活用を検討するとともに、情報公開状況を適切にモニタリングし、改善に取り組む。

5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

(1) 大学の安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

学生及び教職員が安全・安心に学修や教育研究活動に取り組むことができるよう、勤務時間管理や労働環境改善など働く環境整備を行い、学内点検や施設設備に関する意見を広く聴くなど学内での活動の安全を確保する。

また、施設や設備等の老朽化による事故等を未然に防ぎ、生じた際の対応を適切に行う体制を整備する。

(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置

災害、事故、犯罪、新興感染症等に対して、組織的に、迅速かつ適切に対応するため、危機管理対策計画や事業継続計画等を整備し、適宜見直すとともに、必要に応じて警察や消防、その他危機管理の専門家などの支援を受けられる体制を日頃から整備しておく。

(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標を達成するための措置

良好な教育研究環境を保持するため、個別施設計画に基づく定期点検、大学施設の老朽化対策を行う。

大学建物に関しては、沖縄県立看護学校時から使用し建築後 30 年以上経過し

ていることから、中長期的な施設維持に向けた管理を行う。

(4) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

人権侵害行為やハラスメント行為を防止し、発生時の適切な対応を行う体制を整備するとともに、役員、教職員及び学生等の意識向上を図るため、学内研修等を行う。

また、合理的な配慮を必要とする者に対する規程等を整備し、適切な対応やそのための環境整備を行う。

(5) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

法令等に基づく教育研究活動及び法人運営を行い、学生及び教職員による法令遵守徹底のため、内部監査等の取組を進めるとともに、学内研修などを実施する。

(6) 業務運営及び管理運営等に関する成果目標値

項目	目標値	備考
①経常費予算額に占める自主財源額割合	25%	(最終年度)

6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算（人件費の見積もりを含む）

令和4年度～令和9年度予算

(単位 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	
授業料等収入	
受託研究費等収入	
補助金等収入	
施設費収入	
その他収入	
計	
支出	
教育研究経費	
受託研究等経費	
補助金事業費	
施設費支出	
人件費	
一般管理費	
計	

注1 人件費の見積り 中期目標期間中総額 百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注2 退職手当については、公立大学法人沖縄県立看護大学職員の退職手当に関する規程に基づいて支給することとするが、特定運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

注3 運営費交付金等の算定方法

○ 一般運営費交付金

大学の運営に係る標準的な経費から、見込まれる収入を差し引くことにより算定する。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

○ 施設整備費補助金

法人が所有する施設の整備、大規模改修等に要する経費について、毎年度所要額の算定を行う。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

○ 特定運営費交付金

施設整備費補助金以外の臨時的な特定の目的に充てる経費の所要額について、毎年度所要額の算定を行う。各事業年度の額は、各事業年度における沖縄県の予算編成過程において決定される。

(2) 収支計画

令和4年度～令和9年度収支計画

(単位 百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	
業務費	
教育研究経費	
受託研究等経費	
補助金事業費	
人件費	
一般管理費	
減価償却費	
臨時損失	
収入の部	
經常収益	
運営費交付金収益	
授業料等収益	
受託研究等収益	
補助金等収益	
雑益	
資産見返運営費交付金等戻入	
資産見返物品受贈額戻入	
臨時利益	
純利益	
総利益	

(3) 資金計画

令和4年度～令和9年度資金計画

(単位 百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	

授業料等による収入	
受託研究等による収入	
補助金等による収入	
その他の収入	
投資活動による収入	
財務活動による収入	

7 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額 億円

(2) 想定される借入理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

予定なし

9 重要な財産を譲渡、又は担保に関する計画

予定なし

10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、使途を把握し、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

11 施設・設備に関する計画

内容	財源
沖縄県立看護大学個別施設計画で予定されている修繕等、中期計画の達成に必要な施設・設備の整備、経年劣化が著しく緊急対応が必要な施設・設備の改修等	一般運営費交付金（修繕費）、施設整備費補助金及び剰余金

注1 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2 所要額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

12 人事に関する計画

教育研究機能をはじめとする大学の諸機能の充実と活性化及び法人運営の効率化を進めるための人事制度を運用する。

中期目標を達成するための措置に掲げる人事諸制度の事項について、着実に取り組む。

- 13 積立金の使途（独立行政法人法第40条第4項の承認を受けた額の使途）
該当なし

公立大学法人沖縄県立看護大学中期計画（案）に係る数値目標及び実績推移

2021/10/14時点

目標分野	項目	大学名・作成時期 第〇期	本学目標値	目標算定方法	本学実績項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	備考	
教育に関する成果目標	① 国家試験合格率	看護師 100% 保健師、大学卒業者の平均 合格率以上	100%	目標年度の合格者数/国家試験受験者数	看護師国家試験合格率	98.8%	100%	97.4%	98.6%	100%		
				目標年度の合格者数/国家試験受験者数	保健師国家試験合格率	97.4%	97.6%	89.9%	89.5%	97.2%		
				目標年度の合格者数/国家試験受験者数	助産師国家試験合格率	100%	80%	100%	100%	100%		
教育に関する成果目標	② 島嶼環境を活かした教育活動	離島実習学生数/年	100名	1年次から4年次までの学部生及び別科助産専攻の学生のうち当年度中に離島実習に参加した者の数	離島実習参加者数	155	160	128	116	0	令和2年度は新型コロナウイルスのため学内実習	
			2倍	学部、大学院、別科志願者数/学部定員数+大学院定員数+別科助産専攻定員数	学部志願倍率 大学院(前期)志願倍率 大学院(後期)志願倍率 別科助産専攻志願倍率	3.86 2.17 1.5 2.7	3.46 2.17 2 4.1	3.13 1.83 1.5 2.2	3.26 1.33 1 3.7	2.63 1.17 1 2.6		
			80%	4年次に対するカリキュラムおよび学習環境の満足度に関する肯定的な回答の割合	カリキュラム等満足度	DP達成評価(2.5)	DP達成評価(3.2)	DP達成評価(3.1)	DP達成評価(3.1)	85% DP達成評価(3.1)	88.2% DP達成評価(3.2)	
研究	③ 競争的研究資金申請率	100%	70%	就職者数/就職希望者数	就職率	94.9%	97.4%	98.6%	94.1%	96.3%		
			60%	県内就職者/就職者数	県内就職率	84.9%	75.0%	75.0%	78.1%	69.2%		
			60%	競争的資金(科研費、外部資金、学長奨励教育研究費等)申請者数/全教員(学長、助手、退職前教員除く)	競争的資金(継続含む)申請者数/全教員(退職教員等除く)	50.0%	47.6%	69.7%	64.9%	57.5%		科研費のみのデータであるため参考値 令和2年度公立大学平均27.0%
地域貢献等	④ 公開講座(研修会)開催数	1-2/年(又は最終年度10件)	10以上	採択者数/申請者数	科研費採択率(新規分)	43.8%	33.3%	27.8%	53.3%	41.7%		
			5事業/年	公開講座、研修会開催件数	公開講座年間開催件数	1	0	1	1	1		1 与儀まちづくり協議会関係 2 大学コンソーシアム子ども の居場所プロジェクト事業 3 学生ボランティア事業 4 那覇市ウォーカーシップ推進事業 5 その他事業
			25%	地域貢献事業数	地域貢献事業数	6	6	5	4	2		
業務運営等	⑤ 経常費予算額に占める自主財源割合	25%	自主財源(授業料、入学金、寄付金等)/経常支出(運営的経費)(予算ベース)	授業料等成人額/人件費、運営費、教育研究費(予算ベース)	29.5%	28.4%	27.6%	28.5%	20.7%		高等教育無償化制度により令和2年度から減少	

資料5 公立大学法人沖縄県立看護大学 中期目標（案）及び中期計画（案）関連図、体系図

1 制度の概要

- ・中期目標とは、法人が6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標であり、設立団体の長が定め、法人に指示するとともに、公表しなければならぬ。変更したときも同様。
- ・中期目標を定め、これを変更しようとするときは、法人の意見に配慮し、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

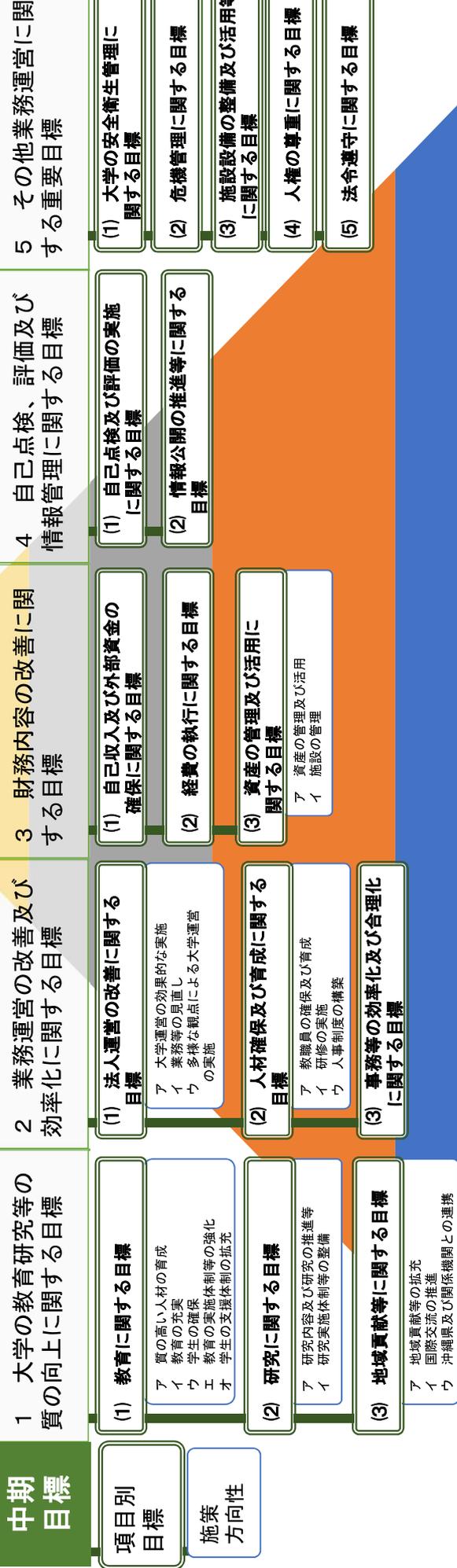
2 中期目標の法定記載事項（地方独立行政法人法第25条・78条）

- 1 中期目標の期間（6年間）
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 6 その他業務運営に関する重要事項

基本目標

法人は、沖縄の地理、歴史及び文化並びに看護を取り巻く状況、社会的要請等を踏まえ、保健・医療・福祉の分野において質の高い看護職者の育成を図り、看護の教育、研究及び実践の中核的機関として看護実践及び学術的發展に寄与し、人々の健康と福祉への貢献を目指す。

中期目標



中期計画

目標（項目別目標）に対する成果指標
 成果指標を達成するための施策方向性に合致する取組

公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標・中期計画の体系図(案)

第1 基本目標

法人は、沖縄の地理、歴史及び文化並びに看護を取り巻く状況、社会的要請等を踏まえ、保健・医療・福祉の分野において質の高い看護職者の育成を図り、看護の教育、研究及び実践の中核的機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉への貢献を目指す。

第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和10年3月31日まで
- 2 教育研究上の基本組織 看護学部、保健看護学研究所、別科助産専攻

第3 中期目標の期間において達成すべき目標

- 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

- ア 質の高い人材の育成
 - 学部 広い視野を持ち、多様な対象等に柔軟に対応しながら保健看護の役割を担う看護人材を育成
 - 研究科 社会の要請に対応できる指導的役割を担う看護職者を育成
 - 別科 専門職として沖縄県の母子保健医療の質の向上に貢献できる助産師を育成
- イ 教育の充実
 - 大学の教育目標、学位授与方針、教育課程編成及び実施方針に沿った教育内容
 - ICT活用等、多様な教育方法の成果を見極めながら、学生の主体的な参加を促進
- ウ 学生の確保
 - 大学の教育の特徴及び学生受入方針を受験生等に積極的に情報発信
 - 受入方針に沿った入学生を安定的に確保
- エ 教育の実施体制の強化
 - 看護教育の高度化に伴う多様な人材育成に対応できる柔軟な教員組織の構築、人材確保と教育
 - 教員の教育力を高めるための計画的かつ組織的な取組み
 - 教育の質保証及び保健医療福祉分野の研究の進展等を踏まえた教育の実施体制の充実、見直し
- オ 学生の支援体制の拡充
 - 学修、課外活動、健康管理、就職活動を一元的に支援する活動拠点を整備
 - 学生が学修に専念し、安定した学生生活を過ごすための学生支援を拡充

2

(2) 研究に関する目標

- ア 研究内容及び研究の推進等
 - 地域に根ざした保健看護研究、研究成果を実践で検証、教育反映という循環を意識した研究を実施
 - 領域を超えた島嶼保健看護に関する研究、各教員の専門分野に関する研究を実施
 - 外部研究資金の獲得及び産官学との連携による研究基盤の充実
 - 大学並びに教員個々の研究活動等の可視化、若手教員などの研究や基礎研究などの取組を支援
- イ 研究実施体制等の整備
 - 研究活動の活性化に資する資源の適切な配分、研究時間の確保
 - 研究及び学習活動を支える図書館の研究支援機能や情報システム管理機能を拡充し、研究・学習支援拠点を整備

(3) 地域貢献等に関する目標

- ア 地域貢献等
 - 大学の資源と地域のニーズをつなげ、沖縄県の課題解決及び地域看護職者との共同研究などを実施
 - 特に島嶼地域では、看護職者の人材育成及び人材確保が有機的に連携し、好循環をつくるための拠点を整備
- イ 国際交流
 - アジア太平洋地域との相互交流により、学生及び教職員の国際的視野を拡げ、多様性の理解及び教育研究能力の向上を図る
- ウ 沖縄県及び関係機関との連携
 - 県及び関係機関との連携を密に行い、沖縄県の保健医療分野での課題解決に協働して取組む

教育に関する目標に係る成果指標

- ア 質の高い人材の育成を達成するための措置
 - 国家試験合格者率、島嶼環境を活かした教育活動における離島実習学生数、志願倍率、カリキュラム等満足度、就職率、県内就職率
 - 学位授与方針等に基づく教育実施、多様な人々に柔軟に対応できる看護職者を育成する。島嶼保健看護の実施。
 - 高度な看護職者等の育成、前期課程では基礎的な学識等を有する研究者育成し、後期課程では自立した研究者を育成。
 - 多職種との連携及び協働を通し、専門職として沖縄県の母子保健医療の質の向上に貢献できる助産師の育成に取り組む。
- イ 教育の充実を達成するための措置
 - 教育課程編成及び実施方針を適切に設定し、学生の達成度を評価し、検証を行う。
 - 学生の主体的な学びを促進するアクティブラーニング等、多様な教育方法について費用対効果等を考慮し導入。
- ウ 学生の確保を達成するための措置
 - 本学の教育の特徴等について広報活動を実施。また島嶼県における看護職者育成に寄与する選抜に取り組む。
 - 入学者受入方針を適切に設定し、入学生を安定的に確保する。島嶼県における看護職者育成に資する選抜の実施。
- エ 教育の実施体制の強化を達成するための措置
 - 看護教育の高度化に伴う多様な人材育成への対応、人的資源の効果的な活用に関する教員組織を編成する。
 - 教育研究実績、実務経験を有する教員の採用・配置。教育の実施体制の継続性の観点から教員構成の多様性に配慮。
 - 保健医療福祉分野の研究の進展、時代の変化及び社会の要請などを踏まえた教育の実施体制の充実を図る。
- オ 学生の支援体制の拡充を達成するための措置
 - クラス制等による学修支援及び、学生相談や専門家によるカウンセリング等が受けられる環境の整備。
 - 学習支援や学生生活支援の他、支援健康管理及び経済的支援等を一元的に行う学生支援拠点の整備のため組織を立ち上げる。

研究に関する目標に係る成果指標

- ア 研究内容及び研究の推進等を達成するための措置
 - 競争的研究資金申請率、競争的研究資金採択率
 - 循環を意識した研究を行い、時代、環境の変化に合わせた教育実践の可視化を図る。
 - 島嶼保健看護に関する研究に領域を超えて取り組む。各教員の専門分野に関する研究にも取り組む。
 - 教員個々の研究活動及び研究成果を可視化する環境の整備を行い若手教員の研究活動の活性化にも貢献を図る。
- イ 研究実施体制等の整備を達成するための措置
 - 研究に関する規程等の整備。また研究員制度を活用するなど多様な研究者の研究活動の拡充を検討し実施する。
 - 研究及び学習活動を支える図書館の研究支援機能や情報システム管理機能を拡充し、保健医療看護等に係る社会現象に関するデータ収集・分析等を行う研究・学修支援の拠点を整備する。

地位貢献等に関する目標に係る成果指標

- ア 地域貢献等を達成するための措置
 - 公開講座(研修会) 開講数、地域貢献事業数
 - ICT等の新たな技術を活用し、本学が有する資源を活用し関係機関の問題解決に向けた社会貢献に取り組む。
 - 地域連携の拠点を整備し、学生や教職員など大学が有する資源を活用できるように取り組む。
- イ 国際交流を達成するための措置
 - 国際的視野を拡げ、多様性の理解及び教育研究能力の向上に取り組む。
 - 沖縄県や本学の特徴を踏まえた海外の大学等との交流、連携を行う。
- ウ 沖縄県及び関係機関との連携を達成するための措置
 - 保健医療行政等に係る課題解決及び人材育成等に対応するため、県等との連絡会議、連携事業等を実施する。

中期計画（案）

業務運営の改善及び効率化に関する目標に係る成果指標

経常予算額に占める自主財源割合

(1) 法人運営の改善に関する目標を達成するための措置

学長となる理事長が、その責任と権限を發揮し、円滑な大学運営を実施するための法人及び大学の意思決定に関する権限を整理し運用する。

教職員の法制度に沿った働き方実現、ワークライフバランスの確保を目指し、組織運営及び教育方法等業務見直しを行う。働き方の課題分析を行い、改善に向けて新たな制度構築に取り組む。

理事会や経営審議会への外部有識者の参画。多様な観点を踏まえた運営の実施。

(2) 人材確保及び育成に関する目標を達成するための措置

教職員の採用基準や評価基準など、人事に関する方針等の制定と適切な運用。これらに基づく中長期的な視点に立った教職員の採用。

人事交流等の研修やオンザジョブトレーニングなどによる教職員の育成による時代のニーズ等に沿った教育研究、大学運営の実施。

(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

事務処理方法の定期的な見直し、情報システムの活用など新しい技術等の導入による業務見直しを行う。

定期的な法人独自の監査による適正かつ効率性、透明性の高い業務運営の実施。

財務内容の改善に関する目標に係る成果指標

経常予算額に占める自主財源割合（再掲）

(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置

収納業務の効率化を図るとともに自己収入及び外部資金の確保に関する制度設計を行い、科研費などの獲得に積極的に取り組む。

(2) 経費の執行に関する目標を達成するための措置

教育研究と経費節減のバランスを考慮した予算執行、教職員等のコスト意識醸成。業務の簡素化、契約方法改善等。

(3) 資産の管理及び活用に関する目標を達成するための措置

適正な資産管理、保持、運用の実施。施設等のペナフィットを考慮した整備及び有効活用、健全な建物維持管理。

自己点検、評価及び情報管理に関する目標に係る成果指標

経常予算額に占める自主財源割合（再掲）

(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置

教職員が連携した自己点検・評価の実施。大学機関別認証評価等、第3者評価の活用。

(2) 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

公開情報の管理責任者を配置し、安心安全かつ戦略的な広報活動を実施。適切なモニタリングと改善に取り組む。

その他業務運営に関する重要目標に係る成果指標

経常予算額に占める自主財源割合（再掲）

(1) 大学の安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

教職員の働く環境の整備、学修環境の整備、資産の予防保全など安全な管理運用を実施

(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置

災害、新興感染症等に対応体制の計画等を整備。必要に応じて、警察や消防等から支援を受けられるよう連携する。

(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標を達成するための措置

大学施設の計画的な維持管理と老朽化対策、中長期的な施設マネジメント計画の策定

(4) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

人権尊重に対する意識向上を図るための学内研修等の実施と合理的配慮を必要とする者に対する昇程等の整備

(5) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

法令等に基づく教育研究活動及び法人運営を実施し、法令遵守徹底のための内部監査、学内研修会を実施

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 法人運営の改善に関する目標

ア 大学運営の効果的な実施

理事長の責任と権限の下、効果的、効果的及び機動的な大学運営を実施

イ 業務等の見直し

社会のニーズ及び時代的背景を踏まえ、業務内容、事務組織及び教育研究組織を必要に応じて見直し

ウ 多様な観点による大学運営の実施

大学運営に関し優れた見識を有する者の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を実施

(2) 人材確保及び育成に関する目標

ア 教職員の確保及び育成

優秀な教職員を積極的に確保し、計画的に育成

イ 研修の実施

中長期的な研修制度の整備、人事交流による教職員の育成

ウ 人事制度の構築

適正な人事管理体制及び公平かつ客観的な評価制度を構築

(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織及び事務処理方法の定期的な見直し、法令に基づく監査、法人独自の監査の実施

3 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標

授業料等の学生納付金確保、外部研究資金、産学官連携事業、受託事業等の外部資金の獲得

(2) 経費の執行に関する目標

コスト意識の徹底及び業務改善、適正な人員配置等、経費削減

(3) 資産の管理及び活用に関する目標

資産の実態把握、分析等に基づく資産の管理及び活用。施設の適正管理

4 自己点検、評価及び情報管理に関する目標

(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標

大学運営に関する中期目標・中期計画等の進捗状況の把握、自己点検及び評価、改善実施

(2) 情報公開の推進等に関する目標

情報公開の体制整備、法人及び大学情報の積極的な発信、戦略的な広報活動の実施

5 その他業務運営に関する重要目標

(1) 大学の安全衛生管理に関する目標

安全衛生管理体制を構築、学生等や教職員の教育環境及び労働環境の整備

(2) 危機管理に関する目標

災害、事故、犯罪、新興感染症等への対応体制の整備、学生及び教職員の安全確保

(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標

大学施設の老朽化対策、計画的な維持管理等、キャンパスの効果的な活用

(4) 人権の尊重に関する目標

ハラスメント行為、人権侵害行為の防止、適切な対応、体制構築、人権意識向上の取組実施

(5) 法令遵守に関する目標

法令等に基づく教育研究活動及び法人運営、役員、教職員及び学生による法令遵守徹底

■ 公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標（案）・中期計画（案）項目比較表

令和3年10月6日時点

中期目標（案）	中期計画（案）	備考
前文		
第1 基本目標		
第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間		
2 教育研究上の基本組織		
第3 中期目標の期間において達成すべき目標	1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (1) 教育に関する目標 ア 質の高い人材の育成	(1) 教育に関する目標を達成するための措置 ア 質の高い人材の育成を達成するための措置 (ア) 学部（学士課程） (イ) 研究科（大学院課程） (ウ) 別科助産専攻	
イ 教育の充実	イ 教育の充実を達成するための措置	
ウ 学生の確保	ウ 学生の確保を達成するための措置	
エ 教育の実施体制等の強化	エ 教育の実施体制等の強化を達成するための措置	
オ 学生の支援体制の拡充	オ 学生の支援体制の拡充を達成するための措置	
(2) 研究に関する目標	(2) 研究に関する目標	
ア 研究内容及び研究の推進等	ア 研究内容及び研究の推進等を達成するための措置	
イ 研究実施体制等の整備	イ 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	
(3) 地域貢献等に関する目標	(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置	
ア 地域貢献等の拡充	ア 地域貢献の拡充を達成するための措置	
イ 国際交流の推進	イ 国際交流の推進を達成するための措置	

ウ	沖繩県及び関係機関との連携	ウ 沖繩県及び関係機関との連携を達成するための措置
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 法人運営に関する目標を達成するための措置
	(1) 法人運営の改善に関する目標	(1) 法人運営の改善に関する目標を達成するための措置
	(2) 人材確保及び育成に関する目標	(2) 人材確保及び育成に関する目標を達成するための措置
	(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標	(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置
3	財務内容の改善に関する目標	3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
	(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標	(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置
	(2) 経費の執行に関する目標	(2) 経費の執行に関する目標を達成するための措置
	(3) 資産の管理及び活用に関する目標	(3) 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置
	ア 資産の管理及び活用	
	イ 施設の管理	
4	自己点検・評価及び情報管理に関する目標	4 自己点検・評価及び情報管理に関する目標を達成するための措置
	(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標	(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置
	(2) 情報公開の推進等に関する目標	(2) 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置
5	その他業務運営に関する重要目標	5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
	(1) 大学の安全衛生管理に関する目標	(1) 大学の安全衛生管理に関する目標を達成するための措置
	(2) 危機管理に関する目標	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置
	(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標	(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標を達成するための措置
	(4) 人権の尊重に関する目標	(4) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置
	(5) 法令遵守に関する目標	(5) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

	6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
	7 短期借入金の限度額	
	8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画	
	9 重要な財産を譲渡、又は担保に関する計画	
	10 剰余金の使途	
	11 施設・設備に関する計画	
	12 人事に関する計画	
	13 積立金の使途（独立行政法人法第40条第4項の承認を受けた額 の使途）	